

令和8年度漁船用燃料油支援事業補助金(中東情勢対応)

中東情勢の影響により燃料油価格の高騰の影響を受けている漁業者の負担軽減を図り、操業を促進するため、漁船の操業に要する燃料油の高騰分に対する支援を行います。

支 援 内 容

補助額：(仕入単価／ℓ － 108.6円／ℓ) × 購入量(ℓ)

1円未満は切り捨て

- ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。
- ※ 補助は予算の範囲内で実施し、手数料等の物価高騰分と認められない額は除きます。

対象となる漁船用燃料油

支援対象期間：令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

燃料油の種類：A重油

- ※ 支援対象期間に購入、かつ使用見込みのある燃料油に限ります。購入量等に疑義が生じた場合は、調査を行う場合があります。

支援対象者

交付申請兼実績報告時点で、次の要件を満たすもの

- (1) 山口県漁業協同組合 吉佐支店(山口支所を除く。)に所属する正組合員又は准組合員であること
- (2) 漁船の所有者又は使用者であること

支援の方法について

山口県漁業協同組合 吉佐支店を通して支援を行います。

問合せ先



〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市 産業振興部 農林水産振興課 林務水産係(本館 5階)
TEL 0835-25-2134
FAX 0835-22-4796

<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/22/gyosen-nenryoyushien-tyuutouzyousei.html>